

あおもり GX 住宅ビルダーズ公表制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、あおもり GX 住宅の県民への普及促進に関する県及びあおもり GX 住宅ビルダーズの役割を明らかにするとともに、事業者等の県のホームページへの掲載その他適切な方法による公表(以下単に「公表」という。)について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) あおもり GX 住宅ビルダーズ あおもり GX 住宅の設計、施工等に係る実績又は一定の知識等を有する事業者等として公表をしたものをいう。
- (2) あおもり GX 住宅 別表1の性能を有する住宅をいう。
- (3) 事業者等 設計者、施工業者、関連会社、教育機関及び金融機関をいう。
- (4) 設計者 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)第2条第1項に規定する建築士であって、同法第 23 条の3第1項の規定により知事の登録を受けている建築士事務所に属しているものをいう。
- (5) 施工業者 青森県内に住所を有する個人又は青森県内に本店若しくは主たる事務所を有する法人であって、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定により建築工事業の許可を受け、かつ、建設業の営業停止の処分を受けていないものをいう。
- (6) 教育機関 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第1条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校及び同法第 134 条に規定する各種学校をいう。
- (7) 断熱等級 日本住宅性能表示基準(平成13年8月14日国土交通省告示第 1346 号)第4の1及び別表において定める表示すべき事項に掲げる断熱等性能等級をいう。
- (8) 気密性能 日本産業規格 A2201(送風機による住宅等の機密性能試験方法)3.1.1において規定する気密性能をいう。

(県の役割)

第3条 県は、あおもり GX 住宅ビルダーズと連携した広報を実施し、あおもり GX 住宅ビルダーズの取組が県民に周知されるよう努めるものとする。

(あおもり GX 住宅ビルダーズの役割)

第4条 あおもり GX 住宅ビルダーズは、県が行うあおもり GX 住宅の普及に関する取組について、他の事業者等と積極的に連携し、県に協力するものとする。

(公表)

第5条 県は、次の表の公表区分に応じた要件(以下「公表要件」という。)を満たす事業者等について公表を行う。

公表区分		要件
ビルダー	設計者	① 設計者であること。 ② 断熱等級が等級5以上である新築住宅の設計及び監理をした実績が3棟以上あること。 ③ 気密性能 2.0 cm ³ /m ³ 以下である新築住宅の設計及び監理をした実績が3棟以上あること。 ④ 別表2に掲げる団体のいずれかに所属していること。
	施工業者	① 施工業者であること。 ② 断熱等級が等級5以上である新築住宅の施工した実績が3棟以上あること。 ③ 気密性能 2.0 cm ³ /m ³ 以下である新築住宅の施工した実績が3棟以上あること。 ④ 別表2に掲げる団体のいずれかに所属していること。
サポーター	関連企業	教育機関又は金融機関以外の法人又は団体であって、次のいずれかに該当していること。 ア 県内に本店、支店等の所在地を有する法人であること。 イ 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(平成18年法律第48号)第2条第1号に規定する一般社団法人等 ウ 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成18年法律第49号)第2条第3号に規定する公益法人 エ イ又はウに属する団体
	教育機関	教育機関であること。
	金融機関	県内に本店、支店等の所在地を有すること。

(公表事項)

第6条 県が公表を行う事項は、次号に掲げる事項とする。

- (1) 事業者等の区分
- (2) 事業者等の氏名(法人の場合にあっては、名称)、所在地及びホームページアドレス
- (3) 設計者又は施工業者にあっては、電話番号及び取組内容

(あおもり GX 住宅ビルダーズ希望届)

第7条 公表を希望する事業者等は、あおもり GX 住宅ビルダーズ希望届(様式第1号)を知事に提出するものとする。

(変更の届出)

第8条 あおもり GX 住宅ビルダーズは、第6条第2号又は第3号に掲げる事項に変更があったときは、あおもり GX 住宅ビルダーズ公表事項変更届(様式第2号)により、速やかに知事に届け出るものとする。

2 知事は、前項の規定による届出を受理したときは、速やかに公表事項を修正するものとする。

(公表の辞退)

第9条 あおもり GX 住宅ビルダーズは、公表要件を満たさなくなったとき又は公表を希望しないときは、あおもり GX 住宅ビルダーズ辞退届(様式第3号)により、知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の届出を受理したときは、公表を取りやめるものとする。

(知事による公表の中止)

第10条 知事は、あおもり GX 住宅ビルダーズが公表要件を満たさなくなったときその他知事が適当でないと認めたときは、公表を取りやめるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年 月 日から施行する。

別表1(第2条関係)

新築住宅	断熱等級が等級6以上
	一次エネルギー消費量削減率30%以上
	気密性能 0.7 cm ³ /m ³ 以下
全体・部分断熱改修基準	断熱等級が等級5以上
	一次エネルギー消費量削減率20%以上
	気密性能2.0cm ³ /m ³ 以下(全体改修のみ)

別表2(第5条関係)

一般社団法人青森県建築士会
一般社団法人青森県建築士事務所協会
公益社団法人日本建築家協会東北支部
一般社団法人青森県建設業協会
青森県建設組合連合会
青森県優良住宅協会
一般社団法人新木造住宅技術研究協議会青森支部